議案第７６号

小田原市保健センター条例の一部を改正する条例

小田原市保健センター条例（昭和６３年小田原市条例第３３号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

円	円	円	円	円	円
900	1,100	1,000	2,200	2,400	3,500
500	700	600	1,400	1,500	2,100
900	1,100	1,000	2,200	2,400	3,500
400	500	400	900	1,000	1,400
1,000	1,400	1,200	2,700	2,900	4,200
2,000	2,800	2,400	5,400	5,800	8,400
700	900	800	1,800	1,900	2,800
1,400	1,800	1,600	3,600	3,800	5,600
3,300	4,400	3,900	8,800	9,400	13,800

」を

「

円	円	円	円	円	円
1,000	1,300	1,200	2,600	2,800	4,200
600	800	700	1,600	1,800	2,500
1,000	1,300	1,200	2,600	2,800	4,200
450	600	450	1,000	1,200	1,600
1,200	1,600	1,400	3,200	3,400	5,000
2,400	3,200	2,800	6,400	6,800	10,000
800	1,000	950	2,100	2,200	3,300
1,600	2,000	1,900	4,200	4,400	6,600
3,900	5,200	4,600	10,500	11,200	16,500

」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表の規定は、令和９年４月１日以後の利用施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の利用施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

令和 ８ 年 ９ 月 １ 日提出

小田原市長　加　藤　憲　一

（理由）

受益と負担の適正化の観点から保健センターの使用料の額を引き上げるため提案するものであります。